

教育基本法「改正」法案の廃案を求める決議

本年4月28日、政府は、教育基本法「改正」法案（以下「法案」という）を閣議決定し、同日、国会に提出した。与党側は5月11日、衆議院に法案を審議するための特別委員会を設置し、今国会での成立を目指すという。しかしながら、この法案は、憲法及び現行教育基本法の理念に照らして、とうてい容認できないものである。

まず、第1に、法案は、徹底した平和主義と個人の尊重を基本とする日本国憲法に真っ向から反している。

法案は、教育の目標として「伝統と文化を尊重し」「我が国と郷土を愛する」態度を養うことを明記している（2条5項）。これは、教育現場において「愛国心」の押し付けを行うことの公式な宣言であり、戦争する国づくりをめざす改憲を先取りするものである。のみならず、愛国心を押しつける教育は現憲法が保障する国民の内心の自由を侵害する。

しかも、法案は、現行法前文の「(憲法の)理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」との文言を削除して、平和憲法と一体の関係を断ち切る。そして、現行法前文が「真理と平和を希求する人間の育成を期する」としていたのを「真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期する」に変更し、かつ、現行法1条の教育の目的から「個人の価値をたっとび」という文言を削除する。「正義」の名のもとに行われる戦争を肯定し、個人の価値よりも公益や国益を重んじる立場を明確にするものである。

第2に、法案は、義務教育の基本理念である「平等」や「機会均等」を変質させ、能力主義の徹底や競争のさらなる激化に道を開くものである。

法案は、義務教育について「九年間」（現行法4条）という文言を削除し、法律による義務教育の複線化や期間の弾力化に道を開くものとなっている。他方で、現行法5条の男女共学の規定をも削除し、男女差別教育への逆行をも許容している。

第3に、法案は、教育の主人公を国民から国家に切り替え、国家が教育に介入し統制することに道を開くものである。

法案は、現行法10条1項の「教育は国民全体に対し直接の責任をもって行われるべきものである」との文言を削除し、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものである」とした（16条1項）。そのうえで、国が「教育に関する施策を総合的に策定し、実施」するものと規定している（同条2項）。そして、政府及び地方公共団体に対し、教育振興基本計画の策定を義務付けている（17条）。行政の責務・権限を一気に拡大するものであり、「日の丸・君が代」の強制に代表されるような行政による教育への介入・統制に拍車をかけるものである。

教育基本法は、準憲法的な性格を持つ重要な法律であり、広く国民により議論され、かつその意見が反映されなければならない。にもかかわらず、政府・与党は、強引に衆議院に特別委員会を設置して、一方的に「迅速」な審議・採決を行おうと目論んでいる。断じて許されるものではない。

自由法曹団は、教育基本法の改悪に断固として反対し、法案の廃案を求めるものである。

2006年5月22日
自由法曹団札幌研究討論集会